

特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修 に関する現状・課題と検討事項

特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していない特別支援学校の教員になることができるところとなっている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。
- 教育職員検定(*)により、教員としての実務経験を生かして少ない単位数で免許状を取得したり、他の特別支援教育領域を追加することも可能。
* 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行う。

【教職課程】大学等における単位

(根拠規定：免許法別表第1及び同法施行規則第7条)

特別支援教育に関する科目			専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2
最低修得単位数	第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3	3	
計			50	26	16

他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第4項)

		専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
<第二欄> 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	8	8	4
	知的障害、肢体不自由又は病弱	4	4	2

【教育職員検定】勤務年数+認定講習等による単位

(根拠規定：免許法別表第7)

	専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
必要となる 免許状	特別支援 学校教諭 一種免許状	特別支援 学校教諭 二種免許状	幼、小、中、高 の教諭の 普通免許状
教員としての 勤務年数(*)	3年	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む
最低修得 単位数	15	6	6

他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第6項)

		専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
教員としての勤務年数(*)		1年	1年	1年 ※幼小中高での勤務含む
<第二欄> 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	4	4	2
	知的障害、肢体不自由又は病弱	2	2	1

* 教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する必要がある最低在職年数

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

特別支援学校教諭免許状の教職課程（教育職員免許法施行規則）

第7条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

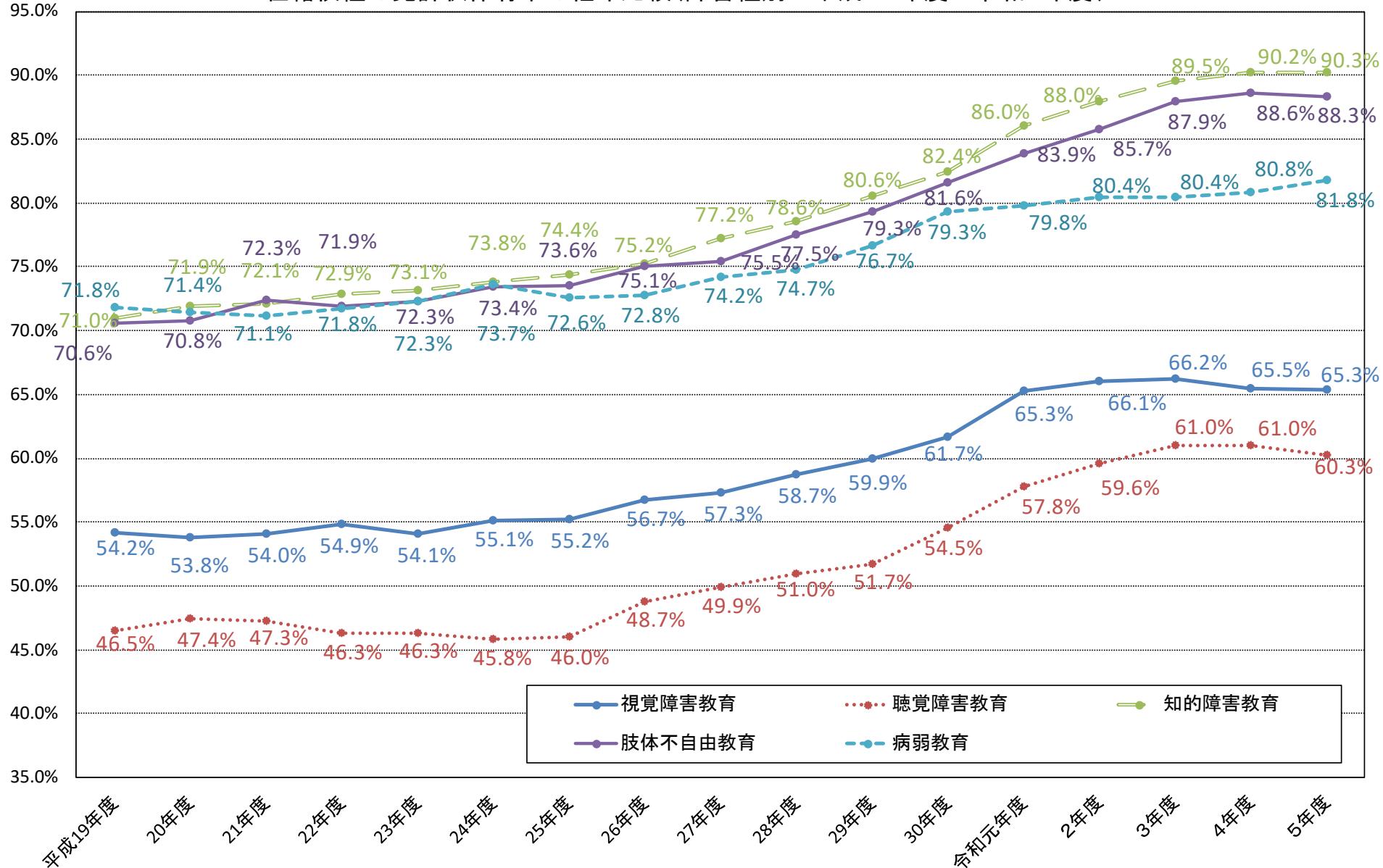
最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		免許状の種類	
	第一欄	第二欄	一種・専修免許状	二種免許状
	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	特別支援教育領域に関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
	計		26	16

- 第一欄科目には、特別支援学校の教育に係る理念、歴史、思想と、社会的、制度的又は経営的事項を含む。
- 第二欄科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域について、それぞれ以下の単位を修得する。
 - 視覚障害・聴覚障害
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて8単位以上（二種免許状は4単位以上）
 - 知的障害・肢体不自由・病弱
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて4単位以上（二種免許状は2単位以上）
- 第二欄科目のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含む。
- 知的障害教育の「教育課程及び指導法に関する科目」は、カリキュラム・マネジメントを含む。
- 第三欄科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育、並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む。
- 第四欄教育実習は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数一年について一単位の割合で、第一欄～第三欄科目に関する単位をもって替えることができる。

在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）



在籍校種の免許状保有率の経年比較(障害種別／平成 19年度～令和5年度)



特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学数（令和6年4月1日時点）

			視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者
二種免許状	通学課程	国立	0	0	0	0	0
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	合計		0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
一種免許状	通学課程	国立	10 (11)	17 (20)	52 (68)	51 (66)	49 (64)
		公立	0	0	8 (9)	8 (9)	7 (8)
		私立	1 (1)	4 (5)	108 (115)	104 (111)	102 (108)
	通信課程	私立	1 (1)	1 (1)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
	合計		12 (13)	22 (26)	174 (198)	169 (192)	164 (186)
専修免許状	通学課程	国立	8 (9)	11 (13)	49 (52)	46 (48)	46 (48)
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	1 (1)	10 (10)	9 (9)	9 (9)
	通信課程	私立	0	0	1 (1)	0	0
	合計		8 (9)	12 (14)	60 (63)	55 (57)	55 (57)

※ () 内は、専攻・学科数。

※通信課程は国立、公立で認定を受けている大学はない。

特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する専攻・学科数（令和6年4月1日時点）

＜一種免許状の通学課程・都道府県別＞

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47								
	北海道	青森県	岩手県	宮城县	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計							
視覚障害者				1				2	1	1			1	1									1					1	1																										12
聴覚障害者					3			2	1	2			4	1	1	1	1						1			2	1	1																								25			
知的障害者	15	2	1	6	1	1	2	5	2	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	3	1	1	9	2	2	4	1	2	3	2	192							
肢体不自由者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	186							
病弱者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	4	2	1	2	1	3	2	3	3	9	1	3	7	14	8	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	180							

特総研と放送大学の連携による免許法認定通信教育の開設



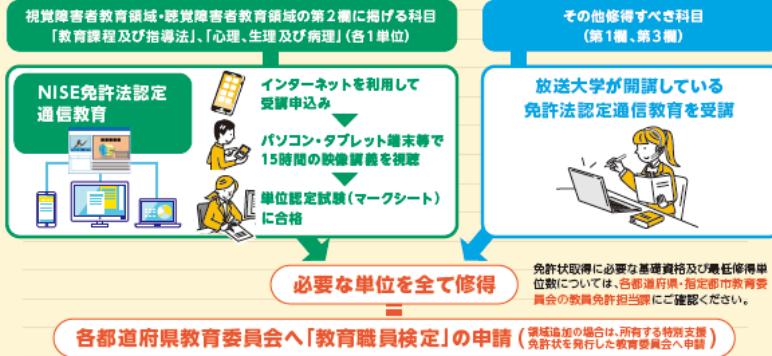
国立特別支援教育総合研究所・放送大学開設科目のご案内

NISE(国立特別支援教育総合研究所)と放送大学の 免許法認定通信教育を利用して 視覚・聴覚障害者教育領域の 特別支援学校教諭免許状を 取得しませんか。



視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域の免許状を保有していない教員等(教員として3年以上の勤務経験がある等の条件を満たす必要があります)

特別支援学校教諭免許状取得の流れ(イメージ)



国立特別支援教育総合研究所(NISE)では、免許状取得率が高い視覚障害者教育領域及び聴覚障害者教育領域について、教育職員免許法施行規則において第2欄に掲げる科目(各1単位)のインターネットによる免許法認定通信教育を開講し、特別支援教育に携わる教員の一種、二種免許状取得専門士を支援しています。

放送大学では、放送大学の開設科目(第1欄～第3欄)のみで知的障害者教育領域・肢体不自由者教育領域の2領域の免許状が取得可能ですが、あわせて国立特別支援教育総合研究所(NISE)で第2欄に掲げる科目的単位を修得すれば、視覚障害者教育領域・聴覚障害者教育領域含め、4領域の免許状の取得も可能です。

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education

種別予定等については免許法認定通信教育総合情報サイトをご参照ください。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

免許法認定通信教育オフィス

E-mail: v-tsushin@nise.go.jp

ホームページ: <http://forum.nise.go.jp/tsushin/>



放送大学

出願期間・方法等について、詳しくは本学ウェBSITEまたは学生事務機関にてご確認ください。

●放送大学ウェBSITE ●お問い合わせ番号
www.ouj.ac.jp 043-765-5111 (福島枠)
E-mail: s-shikaku@ouj.ac.jp

QR code linking to the Open University of Japan website.

※該当する大学院の募集要項を参照ください。ウェBSITEよりお問い合わせください。

科目について



国立特別支援教育総合研究所の開講科目

国立特別支援教育総合研究所では以下の4科目を開講しています。

免許法令に定める科目区分	国立特別支援教育総合研究所における対応科目	中心となる領域	単位
特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目(令和6年度前期)	視覚障害者の心理、生理及び病理	視覚障害者 1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	聴覚障害者の心理、生理及び病理	聴覚障害者 1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	視覚障害者の教育課程及び指導法	視覚障害者 1
	教育課程等に関する科目(令和6年度後期)	聴覚障害者の教育課程及び指導法	聴覚障害者 1

【受講対象者】
普通免許状未持者、特別支援学校教諭の免許状取得、若しくは視覚障害者教育領域または聴覚障害者教育領域の追加科目を目指す方。
(既に持証文履歴中の普通免許状をもち、新たに普通免許状を目指す場合に、第2種の科目のみ必要)

【受講申込方法】
下記ウェブサイトより受講募集要項をご覗ください。
受講料は無料です。
免許法認定通信教育総合情報サイト
(<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>)にてご案内します。

【受講方法】
パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像講義を視聴し、理解度チェックテストを実施します。
スクーリング形式の授業は行いません。

【講習期間(令和6年度)
前期: 講習期間 令和6年5月7日(火)～8月17日(土)
単位認定試験: 令和6年9月8日(日)
後期: 講習期間 令和6年9月30日(火)～令和7年1月10日(金)
単位認定試験: 令和7年2月2日(日)
※単位認定試験は、各都道府県にて試験会場を設け、対面形式で実施します。

【放送大学への入学】
●4月入学の場合
出願期間: 11月下旬～3月中旬
●10月入学の場合
出願期間: 6月中旬～9月中旬



放送大学の開講科目

特別支援学校教諭一種・二種免許状(知的障害者教育領域・肢体不自由者教育領域*1)

テレビ・ラジオ科目については、インターネットでも配信しています。

免許法令に定める科目区分	放送大学における対応科目*2		中心となる領域	含む領域	単位
	科目名	メディア			
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育基礎理論(*24)	オンライン (特別支援教育全般にわたる基礎的な科目です)			2
第2欄*3 特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目*4 教育課程等に関する科目*5	知的障害者教育基礎(*20) ラジオ	知的障害者	—	2
	心理等に関する科目*4 教育課程等に関する科目*5	肢体不自由児の教育(*20) テレビ	肢体不自由者	—	2
第3欄 免許状に定められたこととする特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理等に関する科目*4 教育課程等に関する科目*5	特別支援教育基礎(*19) ラジオ 重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	—	2

*1 一種免許状の取得に利用できるかについては、都道府県教育委員会によって異なります。必ず事前に都道府県教育委員会にご確認ください。

*2 対応科目については、必ず放送大学にて普通免許状及び各種資格についての最新版をご確認ください。

*3 第2欄の必要単位数は、都道府県教育委員会によって異なります。放送大学の授業は1科目2単位ですので、必要単位数に応じて科目を履修してください。

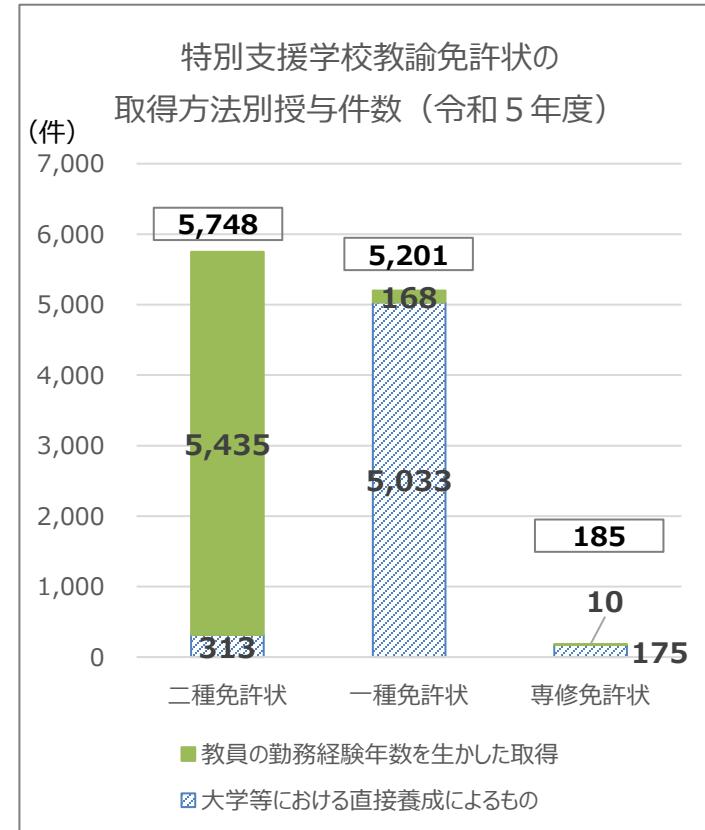
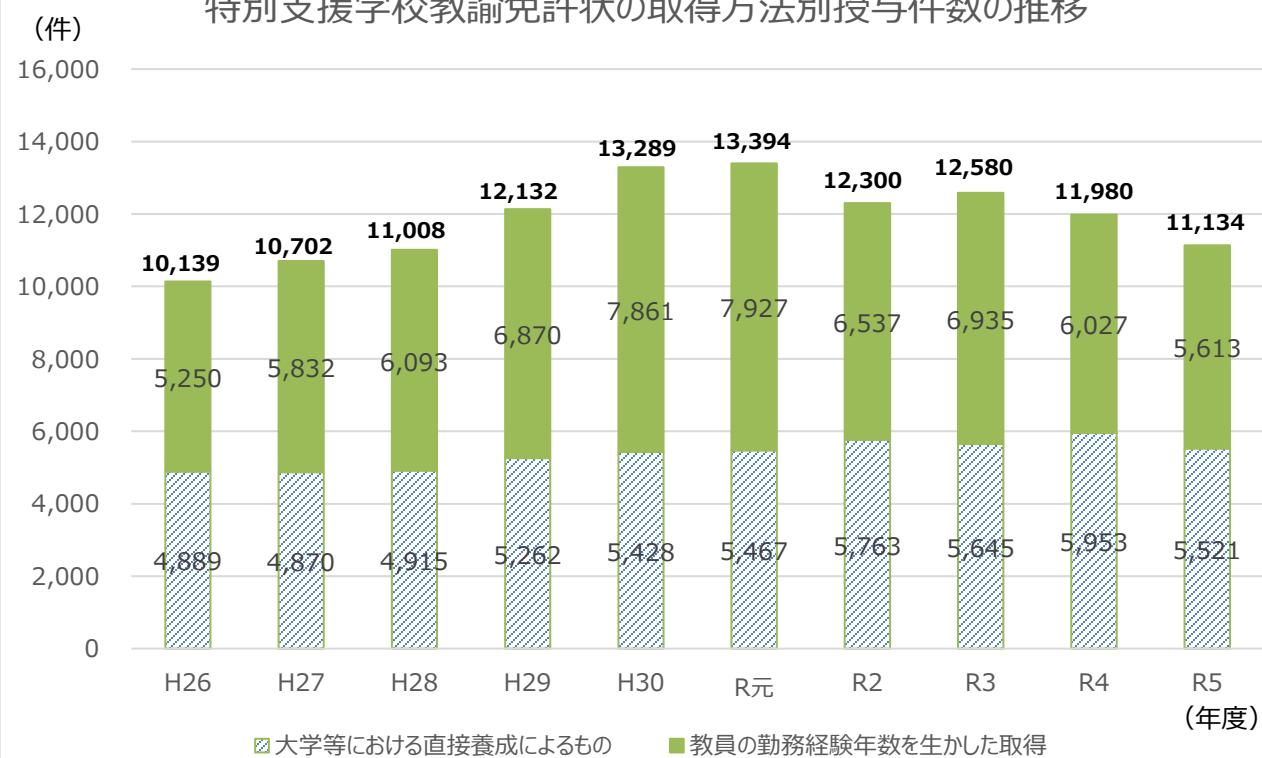
*4 心理等に関する科目・心身に障害のある幼児・児童又は生徒の心理・生理及び教育に関する科目

*5 教育課程等に関する科目・心身に障害のある幼児・児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

単位認定試験は:
Webで受けられます!

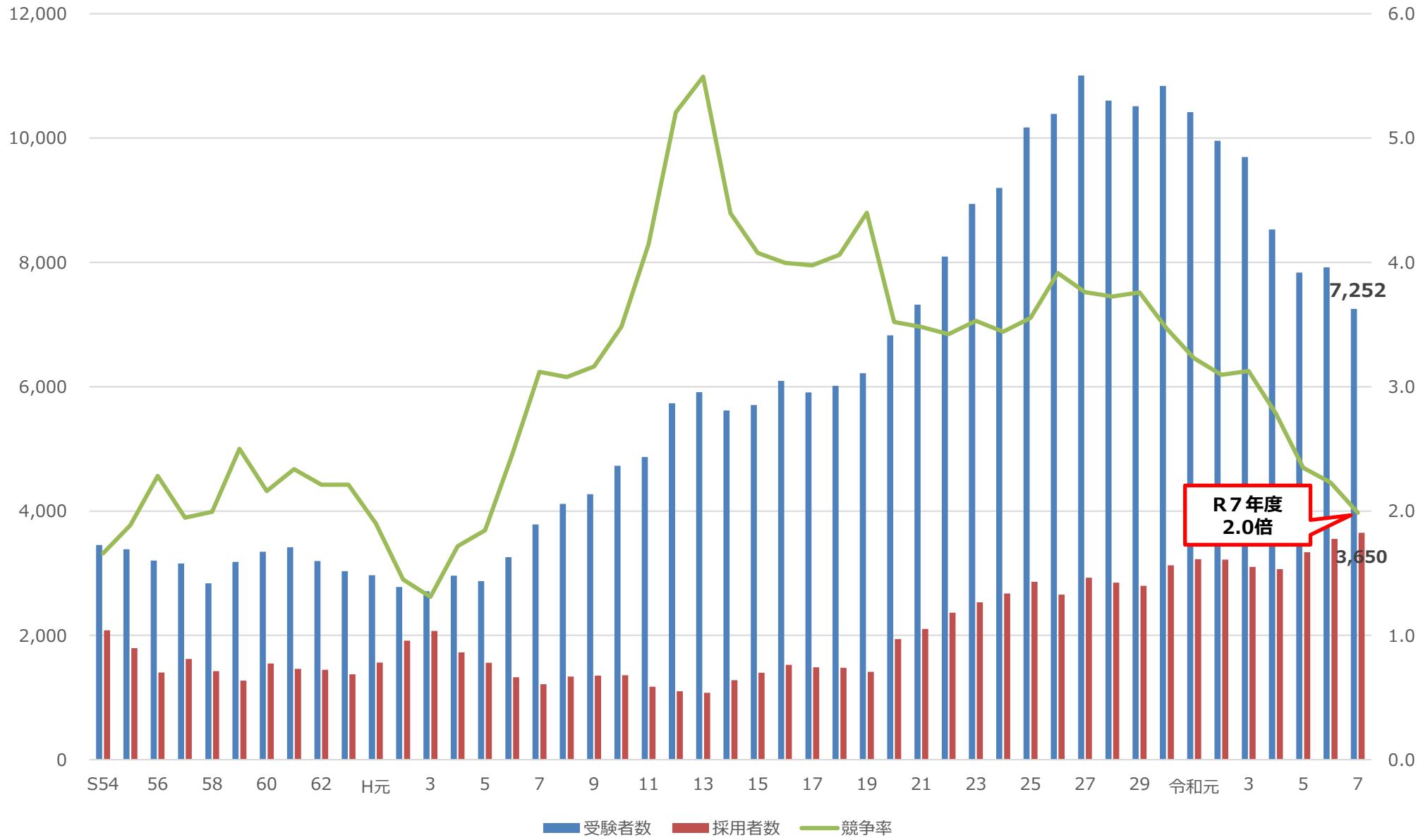
●入学料・授業料(令和6年度)					
区分	入学料	授業料	入学料の割引		
教 育 学 部	全科目履修生	24,000円	1単位あたり 6,000円		学校等から20名以上の団体入学をした場合は、公立学校共済、国家公務員共済組合員、日本私立学校振興・共済事業団加入者専用募集要項より出願した場合は半額割引
	選科履修生	9,000円			
	科目履修生	7,000円			

特別支援学校教諭免許状の取得方法別授与件数



出典：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

特別支援学校（公立）教員採用試験の実施状況



出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 教職課程コアカリキュラムの作成

- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実

特別支援教育に関する記述一抜粋

4. 改革の具体的な方向性

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・育成

・**発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法**は、**学校種によらず広く重要**となってきていることから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～ 新しい教職課程の実施

「**特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解**」が、
1単位以上必修

特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修に関する現状・課題

1. 特別支援教育を担う教師の専門性にかかる検討の経緯

- 令和4年3月に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」による報告がまとめられた。
- 養成、採用、研修等の各段階における方策が提言され、これを踏まえた取組が進められている。

2. 特別支援学校教諭免許状・教職課程に関する現状と課題

- 義務教育段階の特別支援学校の在籍者数は過去20年間で1.6倍に増加しており、中でも知的障害の子どもたちが増加している（10年間で2割増）。また、重複障害のある子どもたちが、引き続き一定数在籍している。
- 特別支援学校教諭免許状の教職課程については、上述の検討会議報告を踏まえ、令和4年7月に、同検討会議によって「特別支援学校教諭免許状カリキュラム」が作成され、教員養成を行う大学等において活用されている。
- 特別支援学校における、在籍校の障害種の免許状保有率は、令和5年度時点で87.2%となり、全体として上昇傾向にはあるが、未だ保有率100%には至っていない。
- 特に、障害種別で免許状保有率を見ると、視覚障害教育では65.3%、聴覚障害教育では60.3%（いずれも令和5年度）と他障害種と比較して低い状況にあり、当該障害領域の教職課程を有する大学が少ないことがその背景にある。
- 特別支援学校教諭免許状の取得方法としては、大学の教職課程の履修による取得と、教職経験年数と免許法認定講習・認定公開講座等の単位修得による取得が、約半数ずつである状況が継続している。

3. 特別支援学校教諭の採用・研修に関する現状と課題

- 特別支援学校（公立学校）の教員採用選考試験においては、採用者数の増加傾向が続いてきたことに対して、受験者数は減少傾向にあり、採用倍率が低下してきており、小・中・高校と同様の傾向にある。
- 教育委員会・教育センターが主催する教員研修において、特別支援学校の教師が小・中・高校等の教員と共に研修を受ける機会はあるものの、学校数・児童生徒数が少ない障害種があることからも、地域によっては、特別支援教育の専門性に特化した研修の機会は多くなく、各学校における校内研修に頼っている状況がある。
- 特別支援学校と小・中・高校等との人事交流を促進し、多様な人材を確保していく中で、現職の特別支援学校教員の免許状取得（あるいは他の障害種の領域の追加）の機会の充実も引き続き重要となっている。

4. 幼・小・中・高等学校等において特別支援教育を担う教師の専門性向上に関する現状と課題

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面で著しい困難がある子供の割合は小・中学校で推定値8.8%となっており、全ての学級に特別な支援を必要とする子供が在籍していることが想定される。
- 通級による指導を受ける児童生徒数、特別支援学級に在籍する児童生徒数はいずれも増加が続いている。
- 幼・小・中・高の教職課程においては、令和元年度から、「特別の支援を必要とする幼児児童及び生徒に対する理解」1単位以上が必修となっている。
- 上述の検討会議報告を踏まえ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくため、採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験する、管理職の任用にあたり特別支援教育の経験を考慮するといった方針を示し、都道府県教育委員会等に対して取組を促している。

特別支援教育作業部会における検討事項①

1. 特別支援学校教諭免許状・教職課程に関する検討事項

- 教員養成部会論点整理及び、教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ（案）において示された免許制度全体における見直しの方向性を踏まえ、特別支援学校教諭の免許制度や、その教職課程の在り方をどのように考えるか。

<教員養成部会論点整理より>

- ・現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す
- ・社会の変化に伴った学びの在り方の変化にも対応できる、「学び続ける教師」を育成
- ・教職課程において共通で学ぶべき内容は厳選し、学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- ・学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討していくことが不可欠

<教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ（案）より>

- ・多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、養成・採用・研修の各段階において、教職課程の学生、教師が、生涯を通じてそれぞれの強み・専門性を伸ばせるような仕組みにしていくことが必要
- ・養成段階では、共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み・専門性も含めた教師養成を行う
- ・(1)免許状取得に必要な事項・区分を再構成、(2)新たな教育課題に対応する事項を追加、(3)大学と学生の自立的なカリキュラムデザインによる様々な強み専門性を持った柔軟な教職課程の実現を、見直しの考え方とする
- ・カリキュラムの単なる「量」ではなく「質」を重視する、「理論」と「実践」を子供の学ぶ姿を念頭に統合する、「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学習に取り組むという方向性を、カリキュラムのデザイン原理とする

- その際、特別支援学校教諭の免許制度の在り方については、以下のようないくつかの事項を考慮すべきではないか。

- ✓ 特別支援学校における免許状保有率の向上に向けた方策を、引き続き検討する必要があること。
- ✓ 現職教員による特別支援学校教諭免許状の取得や、大学卒業時には取得していなかった障害種（領域）の追加取得も推進する必要があること。
- ✓ 特別支援学校教諭免許状の教職課程は従来から、共通に学ぶべき内容と、障害種別の内容によって構成されていること。
- ✓ 見直し後は、大学と学生の自立的なカリキュラムデザインによって、幼・小・中・高の教職課程において、教師としての強み・専門性として、特別支援学校教諭免許状の取得のための科目を修得する場合も考えられること。

- 以下のような観点も踏まえ、特別支援学校教諭免許状の教職課程において身につけるべき資質能力、学ぶべき内容をどのように考えるか。

- ✓ 自立活動の更なる充実や、情報活用能力の抜本的強化といった、特別支援学校学習指導要領の改訂に向けた議論も踏まえ、教職課程において学ぶべき内容はどのようなものか。
- ✓ 小・中・高校における特別支援教育も含む、特別支援教育をめぐる現状を踏まえ、重視すべき内容や加えるべき内容はどのようなものか。
- ✓ 学校における合理的配慮の提供や基礎的環境整備、GIGAスクール構想による一人一台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤の活用といった、学校教育における課題について、どのように対応していくべきか。

特別支援教育作業部会における検討事項②

2. 特別支援学校教諭の採用・研修に関する検討事項

- 養成段階のみならず、採用・研修での取組も通じて質を担保していく方向性を踏まえ、特別支援学校教諭の採用・研修に関してどのように考えるか。

3. 小・中・高等学校等において特別支援教育を担う教師の専門性向上に関する検討事項

- 幼・小・中・高等学校において、全ての教師の特別支援教育に関わる専門性を向上していくため、採用・研修の段階における方策をどのように考えるか。

* 教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ（案）においては、幼・小・中・高の免許状取得に当たって共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化する方向性の中で、以下の案を提示している。

- ・「各科目に含めることが必要な事項」として、引き続き「特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する理解」を含めるとともに、新たに「教育における多様性の包摂」を設ける
- ・教育実習において、特別支援学校（学級）での実習を含むものとする

中間まとめを踏まえ、幼・小・中・高の教職課程の詳細は、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校・高等学校の作業部会において検討することとされている。